

横須賀市友好都市等交流事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 本市の都市間交流を図るための事業を行う市民団体に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問事業 別表に定める友好都市等を訪問する事業をいう。
- (2) 受入事業 友好都市等から訪問団体を受け入れる事業をいう。
- (3) 交流事業 訪問事業及び受入事業をいう。
- (4) 宿泊施設 友好都市等及び周辺地域にある旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた者が旅館業を営む施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をした者が住宅宿泊業を営む施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、友好都市等との交流事業を主催する市内を活動の拠点とする、市民5人以上で構成される団体（当該団体の規約及び収支に関する帳簿等を備え、かつ、当該団体の事業の適正な執行が行われているものに限る。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、友好都市等との交流事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該事業により友好都市等の市民との交流が図られること。
- (2) 当該事業が観光、親睦等に係る旅行でないこと。
- (3) 本市の市民等及び友好都市等の市民等の参加人数がいずれも5人以上であること（やむを得ない事情があると市長が認める場合を除く。）。
- (4) 原則として構成員が一団で活動すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) この要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付（国、県又は本市その他団体によるものを含む。）を受けているもの
- (2) 政治的又は宗教的活動を目的とするものと認められるもの

- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第3号に規定する暴力団員である団体が主催するもの
- (5) 訪問事業にあつては、事業に参加する構成員が横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第3号に規定する暴力団員であるもの
- (6) その他公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められるもの

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費から事業の収入額を除いた額のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 交流会の講師等の謝礼に係る報償費
- (2) 訪問事業における友好都市等への移動に係る旅費
- (3) 訪問事業における宿泊施設利用に係る宿泊費
- (4) 消耗品費
- (5) 交流会に係る食糧費
- (6) チラシ、パンフレット等の印刷製本費
- (7) 資材等の運搬又は通信に係る通信運搬費
- (8) 施設等の入場料等
- (9) 会場設営委託料、警備委託料又は清掃委託料
- (10) 会場使用料又は付帯器具設備借上料
- (11) その他市長が認める経費

（補助金額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額に相当する額とし、15万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

（申請書の提出）

第7条 規則第4条第1号に規定する事業計画書は事業計画書（第1号様式）による。

2 規則第4条第2号に規定する予算書は収支予算書（第2号様式）による。

3 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものと

する。

- (1) 主催団体の概要
- (2) 主催団体の規約等
- (3) 団体名、役職名、氏名、フリガナ、生年月日及び住所を記載した主催団体の役員名簿
- (4) 訪問事業にあつては、5人以上の市民である事業に参加する構成員の氏名、フリガナ、生年月日及び住所を記載した参加者名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類
(実績報告書の提出)

第8条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書（第3号様式）
- (2) 収支決算書（第4号様式）
- (3) 補助対象経費の支払を証する領収書等又はその写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(その他)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、市長室長市長特命参与が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条第1号関係）

友好都市	福島県会津若松市、群馬県富岡市
三浦按針ゆかりの交流	大分県臼杵市 静岡県伊東市 長崎県平戸市 静岡県静岡市 東京都中央区 千葉県御宿町
旧軍港市等	広島県呉市 長崎県佐世保市 京都府舞鶴市 青森県むつ市
国際式典招待	香川県丸亀市 北海道函館市 北海道木古内町 北海道札幌市白石区 静岡県下田市 東京都小笠原村 沖縄県那覇市 群馬県高崎市
観光交流都市協定	愛媛県松山市
都市間交流協定	愛媛県新居浜市
衣笠地区との交流	新潟県五泉市
坂本龍馬・おりょうゆかりの交流	高知県高知市
前島密ゆかりの交流	新潟県上越市

年度 事業計画書

主催者	住所 (所在地)		
	団体名		
	代表者氏名		
	電話		
事業名			
実施日			
実施場所			
後援 予定者			
参加予定 人数	本市	人	友好都市等
補助対象 経費の 総額	円	事業収入	円
補助金 交付 申請額	円	補助対象経費の総額から事業収入を除いた額の2分の1（1,000円未満の端数は切捨て）	
趣旨・ 目的			
内 容			
事業効果			

年度 収支予算書

(収入の部)

項 目	金 額	内 訳
協 賛 金	円	
そ の 他 収 入 (広告料、売上等)	円	
小 計 ①	円	事業収入合計
団 体 負 担 金	円	
横須賀市友好 都市等交流 事業補助金	円	補助対象経費の総額から事業収入を除いた 額の2分の1 $(③-①) \times 1/2$ ※1,000円未満の端数は切捨て
合 計 ②	円	

(支出の部)

項 目	金 額	内 訳
報 償 費	円	
旅 費	円	
宿 泊 費	円	
消 耗 品 費	円	
交流会食糧費	円	
印刷製本費	円	
通信運搬費	円	
手 数 料	円	
委 託 料	円	
使 用 料	円	
そ の 他	円	
合 計 ③	円	※補助対象経費の総額

※収支の合計は一致します。(②=③)

※できるだけ詳細に記入してください。

年度 事業報告書

主催者	住所 (所在地)	
	団体名	
	代表者氏名	
	電話	
事業名		
実施日		
実施場所		
後援者		
参加者数	本市	人 友好都市等 人
実施状況		
成果等		

年度 収支決算書

(収入の部)

項 目	金 額	内 訳
協 賛 金	円	
そ の 他 収 入 (広告料、売上等)	円	
小 計 ①	円	事業収入合計
団 体 負 担 金	円	
横須賀市友好 都市等交流 事業補助金	円	補助対象経費の総額から事業収入を除いた 額の2分の1 $(③-①) \times 1/2$ ※1,000円未満の端数は切捨て
合 計 ②	円	

(支出の部)

項 目	金 額	内 訳
報 償 費	円	
旅 費	円	
宿 泊 費	円	
消 耗 品 費	円	
交流会食糧費	円	
印刷製本費	円	
通信運搬費	円	
手 数 料	円	
委 託 料	円	
使 用 料	円	
そ の 他	円	
合 計 ③	円	※補助対象経費の総額

※収支の合計は一致します。(②=③)

※できるだけ詳細に記入してください。